

報道発表資料の配布日時 3月17日（火）18時00分

発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症対策について (3/17)
概要	<p>1 市有施設の臨時休館期間の延長について</p> <p>市の施設につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月19日（木）までを臨時休館としてまいりました。</p> <p>このたび、以下の理由により、臨時休館の期間を3月25日（水）まで延長することとしましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、今後、国または北海道が、引き続き緊急事態宣言等を発令した場合には、再度休館期間の見直しを行う場合があります。</p> <p>(1) 臨時休館を延長する理由</p> <ul style="list-style-type: none">・ 北海道内において、陰性確認済者（治癒した方）を差し引いても、感染者数が増加し続けていること・ 北広島市の新型コロナウイルスの人口当たり感染者比率が、北海道の平均値を上回っていること・ 北海道の緊急事態宣言について、解除または延長の決定が明確にされていないこと <p>(2) 休館する施設（24施設）</p> <p>市役所1階多目的室・5階展望ロビー、北広島団地住民センター、農民研修センター、西の里会館、大曲会館、北広島東記念館、ふれあい学習センター、広葉交流センター、シルバー活動センター、大曲ふれあいプラザ、芸術文化ホール、図書館（本館、4分館）、公民館（中央、西の里）、総合体育館、地区体育館（西部、大曲、西の里）、エコミュージアムセンター、防災センター</p> <p>2 確定申告・住民税申告相談の再開について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時中止していた確定申告・住民税申告相談を、別紙のとおり再開いたします。</p>
参考	北広島市ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を随時更新しています。 https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/
担当 (連絡先)	北広島市企画財政部政策広報課（担当：松下） TEL：011-372-3311（内線3411）



市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時中止していた確定申告・住民税申告相談を、次の日程で再開いたします。

なお、休館中の施設につきましても、臨時的に使用いたします。

◇ 日程 令和2年3月23日（月）～4月3日（金）（3月29日（日）を除く）

月	日	会場
3月	23日（月）	市役所（1階 多目的室）
	24日（火）	西の里会館（1階 集会室）
	25・26日（水）・（木）	市役所（1階 多目的室）
	27・28日（金）・（土）	ふれあい学習センター【夢プラザ】（1階 多目的ホール）
	30日（月）	西の里会館（1階 集会室）
	31日（火）	輪厚農民研修センター（2階 研修室）
4月	1～3日（水）～（金）	市役所（1階 多目的室）

◇ 受付時間

- ・ 市役所 ➡ 午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～16:00
- ・ 市役所以外 ➡ 午前の部 9:30～11:30 午後の部 13:00～16:00